

## 地種区分に関する一考察

九州大学農学部 今田盛生

### 1. 緒言

最近、林業生産に対して生産林地の保全、さらにはそれをとりまく環境の保全が強く要請されるようになり、その生産活動の場としての可否、保全設備の適切な配置が重視されるようになってきた。他方、集運材技術の変化が主因となって、林道の重要度はますます増大してきているなど、林業に関連する諸情勢の変化は小さくない。

林業経営にあたっては、このような諸情勢の変化に対応せねばならないが、その対応すべき要素のひとつに土地利用区分としての地種区分がある。その地種区分の現状への対応策を考察したのがこの報告である。

なお、地種区分の細部については土地の所有形態によって差異があるのはいうまでもないが、ここではその細部にはふれず、各所有形態を通じての基本的区分を対象とした考察にとどめることにする。

### 2. 生産活動の場としての可否に着目した区分

林業経営体が保有する森林は、企業性を追求する生産手段ではあるが、その自然物としての森林自体に

- ①公共財的機能が内在していること
  - ②自然的条件の改変が困難であること
- などの特質があるため、その一部に、種々の制約条件から事実上生産活動の場としては利用できない林地が包括されている場合がある。

このような非利用林地には、当該経営体に対する外部からの制約条件（たとえば法令制限条件）によるものもあるが、その内部において、所与の自然的・技術的・経済的条件を考慮して自発的に前述のような非利用林地に含めるものもある。

ここで重視されるのは後者であって、標高・傾斜度・地質などから伐採後の更新確保が当該経営体の一定時点での条件下では困難と予測される林地はあらかじめ生産活動の場から除外しておく処置が要求されてくるであろう。このような個々の経営体の自発的な非利用林地をここでは「局部的特殊地形」とよぶことにする。

地種区分にあたっては、以上のような林業をとりまく情勢を充分に考慮し、生産活動の場としての可否に着目することが重要であり、しかもその可否が明確に

なる区分方法が求められる。

### 3. 付帯地の技術的機能を重視した区分

従来における地種区分の基本的方法を示すと図-1のとおりであって、一定の事業区（経営体保有森林の独立した技術的生産単位体）はまず林地と除地に二大別され、付帯地は除地に属している。

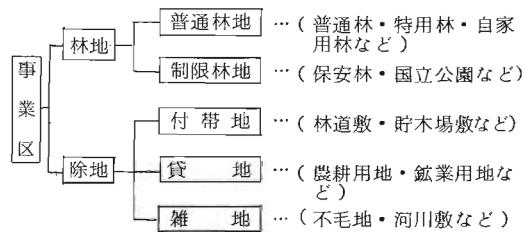


図-1 従来の基本的地種区分

ところで、一定の事業区内における生産活動の場に必要な設備は表-1<sup>1)</sup>のように主要生産設備と付帯設備とに二大別し、後者を7種に区分整理することもできる。もちろん、個々の付帯設備の必要度には経営主体の経営方針などの多くの諸条件によって差異はあるが、付帯設備が林道・山土場・林内苗畑などのように生産活動の場そのものであるものも含まれており、他の付帯設備も生産活動の場とは密接不離の関係にあることは明らかである。この付帯設備を設置する用地が図-1の付帯地に相当する。

表-1 事業区内の生産活動の場に必要な設備

利用目的	設備の種類
主要生産設備	生産林木蓄積（単位蓄積の空間配置状態を含む）
付 帶 設 備	運搬設備
	貯蔵設備
	保全設備
	原材料設備
	補助生産設備
	研究設備
	管理設備

ここに、保全を充分に考慮して林業生産がすすめられる条件下では、表-1の保護樹帯を主体とした保全設備と主要生産設備の有機的関連性、他方林道開設が

進展するにつれてそれと主要生産設備の有機的関連性がますます重視されることになろう。もちろん、林業経営全般の進歩に伴って、他の付帯設備も逐次常置性を増し重視されてくるものと予測される。

したがって、地種区分にあたっては、付帯設備を設置する用地すなわち従来の付帯地の技術的機能を重視し、それを従来のように生産活動の場から大きく切り離した区分方法をとるべきではなく、この両者が密接不離の関係にあることを明確化した区分方法をとるのが妥当と考えられる。

#### 4. 法令制限を副次的要因とした区分

従来の地種区分においては、二大別された「林地」が図-1に示すように法令制限の有無に着目して普通林地と制限林地に区分されている。

地種区分の本質が土地の用途にあるという観点からすれば、法令制限の有無は用途を制約する要因ではあるが、個々の経営体の立場としては用途そのものではない。現実に、法令制限の有る林地であっても、その制限条件の許容限度内で、それを主要生産設備あるいは林道・山土場などの付帯設備の設置用地として利用している。また逆に、法令制限の無い林地でも、経営体の自発的判断によって、それを主要生産設備あるいは付帯設備の用地として利用しない場合（前述の局部的特殊地形）がある。

このように、法令制限の有無は、地種区分上の主体的要因ではなく、副次的要因とみなすのが妥当と考えられる。したがって、地種区分にあたっては、法令制限の有無は基本的区分段階の着目要因とはせず、細部区分段階のそれとするのが妥当と考えられる。

#### 5. 総 括

以上の考察結果を総括して、現状さらには将来の諸情勢に対応した基本的な地種区分方法の改正試案を示すと図-2のとおりである。この改正試案について補足説明を加えると以下のとおりである。

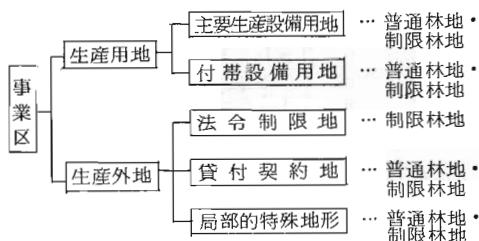


図-2 基本的地種区分の改正試案

① 事業区の森林は、生産活動の場としての可否に着目し、しかもその可否が明確化するように考慮して、「生産」の二字を付し、「生産用地」と「生産外地」

に二大別するのが妥当と考えられる。

従来においては、生産活動の主要な場は「林地」と表現されているが、この表現は地種区分としての特定された「林地」と一般に用いられる特定しない林地とを区別するのに的確を欠ぐ点がある。その欠点を補完し、しかも用途を明確にさせるには、この「生産用地」という表現の方がより適当と考えられる。

この「生産用地」との用語上の対応を考慮して、従来の「除地」よりも「生産外地」とする方が適当と考えられる。この「一 外地」という表現は、かって我が国の旧御料林において「林業外地」<sup>2)</sup>として用いられたことがあるが、その用途を的確に表現し得る利点がある。

② 「生産用地」を区分するにあたっては、表-1の設備区分に基づくのが妥当と考えられるから、「主要生産設備用地」と「付帯設備用地」とに二分する。これは、従来の地種区分における「除地」から「付帯設備用地」を分離し、それを生産活動の場に転属させることを意味する。この区分方法によって、従来の「付帯地」が「除地」に属していたためにその重要性を見直しがちであった不備な点を解消し、しかも「主要生産設備用地」（生産林木蓄積育成用地）との有機的関連性を明示できると考えられる。

ただし、従来の「普通林地」あるいは「付帯地」という用語と比較すれば、この改正試案の「一 用地」という用語は簡潔を欠ぐ点はあるが、その反面当該土地の用途を明示し得る利点がある。地種区分は土地の用途区分であるという本質からすれば、前者の欠点があったとしても後者の利点を重視すべきであろう。

③ 「生産外地」には、当該経営体外部との関係から生産活動の場にはなり得ない林地としての「法令制限地」および「貸付契約地」、さらに当該経営体内部の自発的判断によって生産活動の場としての利用を断念した「局部的特殊地形」の3種が属する。

④ 従来の地種区分における「普通林地」・「制限林地」の区分は、この改正試案では、本質的な地種区分ではないという見解をとっているが、この両者の区分が必要な場合には、図-2の第二次区分である5種の土地が対象となるのが原則である。

すなわち、「生産外地」に属する「法令制限地」はすべて「制限林地」であるが、他の4種の土地には従来の「普通林地」と「制限林地」が含まれている場合が起り得る。

#### 引用文献

- (1) 今田 盛生：93回目林論，89～90，1982
- (2) 藤島信太郎：森林施業計画（上巻），pp.30，秋豊園出版部，東京，1943